

「高齢者新型コロナワクチン定期接種」の実施について  
(議案第63号資料)

令和6年度に実施する「高齢者新型コロナワクチン定期接種」について、当初ワクチン単価が未確定であったため、個別接種委託料のうち手技料や予診票送付に係る経費などを当初予算に計上したところである。

このたび、東京都から参考接種費用が示されたため、当初予算額から不足する個別接種委託料を補正予算として計上し本事業を実施する。

## 1 目的

令和6年度以降に実施する新型コロナワクチンの接種については、重症化予防により重症者を減らすことを目的として、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付け、定期接種として実施する。

## 2 内容

- (1) 実施期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 対象者
  - ・65歳以上(約33,500人)
  - ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方(障害程度等級1級相当)
- (3) 接種見込数 約21,000人(対象者の約65%を想定)
- (4) 自己負担額 3,500円(令和6年第3回東京都議会定例会において「東京都新型コロナワクチン定期接種化に係る特別補助事業」の補正予算が可決された場合は、自己負担額2,500円で実施する。)
- (5) 接種場所 市内指定医療機関
- (6) 周知方法
  - ・65歳以上の方には、個別に予診票を送付(高齢者インフルエンザ予診票も同封)
  - ・市報、ホームページ、公式SNSなどで周知

## 3 事業開始日

令和6年10月1日

## 4 補正予算額

歳出(4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費)	
12節 委託料	<u>150,913千円</u>
※当初予算を含めた歳出額の合計	271,187千円
歳入(20款 諸収入、6項 雑入、5目 雑入)	
1節 雑入	<u>174,300千円</u>